

第2回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和2年8月7日 午後3時00分～午後4時00分

2、開催場所 佐波伊勢崎農協たまむら支店2階会議室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

議案第4号 農業委員の各種委員会等への選出状況について

第4 報告第1号 農地法第3条第3項第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○令和2年度農業委員会全体研修会について

○「2020年度農業委員会業務必携87号」の配布について

○農地利用状況調査（農地パトロール）について

○活動記録簿について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長：農業委員会の前に部会がございますが、通常は1時30分あるいは、2時から始めますが、今回は10件申請案件がございますので、1時から部会とさせていただきます。申請案件に件数により、部会の開始時間が変わることがございますが、ご了承ください。ただ今から、第2回玉村町農業委員会を開会いたします。会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：ただ今から第2回農業委員会を開会いたします。
本日は、出席委員は16名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、今回は3番 赤川委員、4番 羽鳥委員を指名します。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗崎氏を指名します。

それでは、次第4の議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地を農地として売買・貸借・贈与を行いたい場合は、農業委員会の許可を得なければなりません。この許可を受けずに権利移転・設定を行っても法務局で登記は行えず、また許可を受けずに行った行為については、その効力を生じません。これは、資産保有や投機目的等「耕作しない目的」での農地取得を規制すると共に、農地を効率的に使用出来る人に委ねる事を狙いとしています。これらを踏まえて、

【番号1 受付番号43200047について議案書と詳細を朗読、説明】

議長：それでは、番号1 受付番号43200047について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

農振部会長：この件に関しまして、譲受人の要件に問題ありませんでしたので、許可といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員：ご高齢の為、自分で耕作できないとの事ですが、年齢はおいくつの方なのでしょうか。

事務局：80歳の方で耕作できなくなったとの事です。

議長：【麦耕作について要件など補足説明】

他にご意見ございますか、無ければ採決いたします。受付番号43200047について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号43200047は原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、議案第2号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請です。

まず、農地法第4条5条の審査ですが、立地基準と一般基準を審査します。立地基準は、まず農用区域内農地ですが、これは除外されていない農地ということで、農業用施設用地や一時的な利用しか認められません。除外された農地は、営農状況や周辺状況により1種・2種・3種農地に区分いたします。第1種農地は、農業用施設や農業の振興に資する施設、集落に接続して住宅を建設する場合しか認められません。

第3種農地は、市街区域内または、市街地化の傾向が著しい区域の農地であり、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、500m以内に教育施設、医療施設、公共施設が2つ以上ある農地や高速道路の出入口、町役場から300m以内の農地が該当します。これは原則許可となります。

1種・3種に当てはまらないものが2種となります。

2種においては、周辺の他の土地では目的が達成できない場合は許可となります。一般基準については、転用の確実性ということで、申請者の資力・信用はあるか、権利関係の障害がないか、他法令の許可見込みはあるか、周辺の営農に悪影響を与えないか等を審査いたします。以上を踏まえまして、

【番号1 受付番号43200044について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は昭和56年以前から除外されており、農地区分の判断としては、南側道路に上下水道が入っており、医療機関が2軒500m以内にありますので第3種農地と判断出来ること等を説明。

議長：それでは、番号1 受付番号43200044について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しましても、周囲の農地に影響が無いため許可相当と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号43200044について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号43200044は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号2 受付番号 43200049 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は平成2年に除外されております。

農地区分の判断としましては、申請地は20ha以上の集团的農地の辺縁部ですので第1種農地ですが、集团的性を阻害する場所ではなく、分家ではないので、大規模指定集落での開発になること等を説明。

議長：それでは、番号2 受付番号 43200049 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しましても、周囲の農地に影響が無いことから許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200049 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200049 は原案のとおり許可相当と決定いたします。続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号3 受付番号 43200050 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は平成2年に除外されております。

農地区分の判断としましては、申請地は20ha以上の集团的農地の辺縁部ですので第1種農地ですが、集团的性を阻害する場所ではなく、周辺の宅地や第2種農地・第3種農地及び所有地に代替可能な土地はないため「集落接続」と判断したこと等を説明。

議長：それでは、番号3 受付番号 43200050 について審議を行います。
この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しましても、周囲の農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200050 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200050 は原案のとおり許可相当と決定いたします。続きまして、番号 4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号 4 受付番号 43200051 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は昭和 56 年以前から除外されております。

農地区分の判断としましては、農地の広がり方が 3 ha 未満であり、周りは宅地に囲まれておりますので、市街化区域等に近接する 10 ha 未満の農地ということで、第 2 種農地と判断したこと等を説明。

議長：それでは、番号 4 受付番号 43200051 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しまして、周りの農地に影響が無いことから、許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200051 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200051 は原案のとおり許可相当と決定いたしま

す。続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号5 受付番号 43200052 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は平成2年に除外されております。

農地区分の判断としましては、西側道路に上下水道が入っており、学校及び医療機関が2軒以上 500m以内にありますので第3種農地と判断出来ること等を説明。

議長：それでは、番号5 受付番号 43200052 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しましても、周囲の農地に影響が無いことから、許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200052 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200052 は原案のとおり許可相当と決定いたします。続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号6 受付番号 43200053 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は平成2年に除外されております。

農地区分の判断としましては、西側道路に上下水道が入っており、学校及び医療機関が2軒以上 500m以内にありますので第3種農地と判断出来ること等を説明。

議長：それでは、番号6 受付番号 43200053 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しましても、周囲の農地に影響が無いため、許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員：売買という事ですが、単価はどのくらいになりますか。

事務局：【申請書に添付されている、見積書を読み上げ】

議長：他に無ければ採決いたします。受付番号 43200053 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200053 は原案のとおり許可相当と決定いたします。続きまして、番号 7 及び 8 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号 7 及び 8 受付番号 43200054 及び 43200055 について議案書と詳細を朗読、説明】

除外は平成 30 年、平成 31 年に申請内容と同じ目的で容認を受けております。
申請地は 20 h a 以上の集团的農地の辺縁部ですので第 1 種農地であります。集团的性を阻害する場所ではなく、周辺の農地や第 2 種農地・第 3 種農地及び所有地に代替可能な土地はないため「集落接続」と判断したこと等を説明。

議長：それでは、番号 7 及び 8 受付番号 43200054 及び 43200055 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いことから許可相当と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員：駐車場はどのようになっていますか。

事務局：【土地利用計画書を確認し、説明】

委員：【駐車場の砕石が道路、水路に出てしまっていること等を説明】

議長：今申請されている土地利用計画書では、東側に駐車場ができる。その東側の駐車

場については舗装されますという説明でした。現在道路の北側にある駐車場の利用状況は、タマビレッジの許可で使用している駐車場であるが、駐車場の砕石が道路に出てしまっている状況が見受けられる。道路にはみ出てくる砕石においては、事務局の方から砕石が漏れないような土留めをして欲しいと伝えてください。舗装の駐車場ができるのかも、再確認してください。

今後も許可相当となりましても、皆さんの意見を伝えることができますので、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

他にありますでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200054 及び 43200055 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

賛成多数という事で、受付番号 43200054 及び 43200055 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号 9 及び 10 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局:【番号 9 及び 10 受付番号 43200041 及び 43200042 について議案書と詳細を朗読、説明】

転用期間は、令和 2 年 11 月 1 日から翌年 2 月 28 日までの 120 日間となっております。期間終了後は、現状復帰し返還するものです。

以上で番号 9 及び 10 の説明を終わります。

議長 : それでは、番号 9 及び 10 受付番号 43200041 及び 43200042 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農振部会長 : この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200041 及び 43200042 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200041 及び 43200042 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして議案第 3 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 3 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について詳細を朗読、説明】

議長：それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について審議を行います。事務局の説明のとおり、3 年おきに目標を見直すということです。3 年間の目標として、遊休農地の解消目標、担い手への集積目標、新規参入の促進目標と大きく分けて 3 つあります。

【3 年間の目標達成について詳細を説明】

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

なければ、この通り指針を策定するという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、指針のそれぞれの項目を新しい数値に設定したものを策定いたします。続きまして議案第 4 号「農業委員の各種委員会等への選出状況について」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長：【議案第 4 号「農業委員の各種委員会等への選出状況について」について説明】

議長：それでは、農業委員の各種委員会等への選出状況について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

なければ、この通り選出状況を訂正するという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、農業委員の各種委員会等への選出状況については提案の通り訂正いたします。

次第 4 の議事については、終了といたします。

続いて、次第 5 報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況（相続、3件）について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況（5件）について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況（2件）について報告を朗読、説明】

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

（挙手なし）

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。
続いて、次第6 その他に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局：【・令和2年度農業委員会全体研修会について

- ・「2020年度農業委員会業務必携87号」の配布について
- ・農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・活動記録簿について
- ・その他について朗読、説明】

議長：【カントリーエレベーターに搬入された麦の実績を報告、新規需要米、交付金等について詳細を説明】

事務局長：国の交付金の中に、家賃補助（地代の補助）もあります。条件と合致するようでしたら申請してください。

議長：その他、委員の方から何かありますか。
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。お疲れ様でした。